

## 安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付要綱

### 安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、難聴による聴力機能の低下により、日常生活やコミュニケーションにおいて不便を感じている高齢者に対し、生活の質を高め、外出の機会や社会参画につながるよう補聴器の購入に要する費用の一部を補助するため、予算の範囲内において、安曇野市高齢者補聴器購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納していない者
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（聴覚障害によるものに限る。以下同じ。）の交付を受けていない者
- (5) 次のいずれかに該当する者
  - ア 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の者
  - イ 片耳の聴力レベルが70デシベル以上の者で、身体障害者手帳の交付の対象とならないもの
  - ウ 片耳の聴力レベルが40デシベル未満の者で、耳鼻咽喉科の医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の装用が必要と認められたもの

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、対象としない。

#### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、左右いずれかの耳又は両耳に装用する補聴器本体（管理医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第6項に規定する管理医療機器をいう。）に認定された製品に限る。）の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）とする。

#### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が

生じたときは、これを切り捨てた額)とし、3万円を上限とする。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市が審査に必要な情報を保有している場合において、当該情報を関係課に照会することについて申請者及びその属する世帯の他の世帯員(以下この項において「照会対象者」という。)の同意があるときは、当該同意に係る書類の添付を省略することができる。

- (1) 照会対象者について記載のある住民票の写し
- (2) 照会対象者の所得の状況が分かる書類
- (3) 申請者の市税等の納付状況が分かる書類

2 前項に定めるもののほか、申請者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 耳鼻咽喉科の医師が作成した医師意見書(様式第2号)(申請の日以前6月以内に作成されたものに限る。)
- (2) 補聴器を販売する店舗(認定補聴器技能者が在籍する店舗に限る。以下「補聴器専門店」という。)が、前号の医師意見書に基づき作成した見積書(補助対象経費が分かるものに限る。)

3 第1項の規定による申請は、補聴器本体を購入する日の属する年度の2月末日までに行わなければならない。

4 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、交付の可否を決定し、安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第6条 前条第4項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補聴器本体を購入したときは、購入の日の翌日から起算して30日以内に安曇野市高齢者補聴器購入補助金実績報告書兼交付請求書(様式第4号)に、次に掲げる要件を満たす領収書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 宛名が交付決定者であること。
- (2) 次に掲げる全ての事項が記載されていること。
  - ア 購入日
  - イ 補助対象経費
  - ウ 補聴器本体の名称又は型番
  - エ 購入した補聴器専門店の名称及び住所

(補助金の額の確定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の決定及び確定の取消し）

第8条 市長は、第5条第4項又は前条第2項の規定により交付の決定又は確定を受けた者が虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認めるときは、補助金の交付の決定又は確定を取り消し、安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付（決定・確定）取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者 住所

氏名

㊞

安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

対象者 ※申請者 と同じ	氏名	フリガナ	電話番号	( )
			生年月日	年 月 日 ( 歳)
購入予定の補聴器 (名称又は型番)				
購入する補聴器本 体の見積額		円 (税込)		
交付を受けようと する補助金の額		円		
身体障害者手帳 (聴覚障害に限 る。) 交付状況		<input type="checkbox"/> 交付なし		
添付する書類		<input type="checkbox"/> 医師意見書 (様式第2号)	<input type="checkbox"/> 見積書 (補聴器専門店が作成したもの)	
本補助金の交付要件を確認するために、住民基本台帳及び課税台帳、市税等の納付の状況並びに身体障害者手帳の交付の有無を確認することに同意します。 申請者 氏名 _____ ㊞ 以下、同一世帯の者 氏名 _____ ㊞ 氏名 _____ ㊞ 氏名 _____ ㊞ 氏名 _____ ㊞ 氏名 _____ ㊞				
※同意については、対象者と同一世帯の方全員の手印をしてください。 ※申請日の属する年の1月2日以降に安曇野市に転入された方は、転出元の自治体が発行した課税状況の分かる書類を添付してください。				

交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

様式第2号（第5条関係）

（宛先） 安曇野市長

医師意見書

安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付要綱第5条第2項の規定により医師意見書を提出します。

※この欄は、申請者が記入してください。

フリガナ		生年月日
対象者氏名		年 月 日
住 所		

上記の対象者は、次のとおり聴力低下のため補聴器の使用が必要であることを認めます。

該当する 聴力レベル	※該当する項目に✓印をご記入ください。  <input type="checkbox"/> 両耳とも中等度（40デシベル以上70デシベル未満）の難聴  <input type="checkbox"/> 片耳の聴力が70デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴  <input type="checkbox"/> 片耳の聴力が40デシベル未満だが補聴器が必要
聴力検査結果	※オーディオグラムをこの欄に貼付、又は本書の裏面の右肩にホチキスで留めてください。

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_

安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付（不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付けで申請がありました安曇野市高齢者補聴器購入補助金について、次のとおり交付（不交付）決定しましたので、安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

決定区分	交付 ・ 不交付
対象者名	
交付決定した補助金の額	円
備考 (不交付の場合は理由)	

- ※ 補聴器本体の購入に要する費用以外の費用（補聴器本体以外の附属品の購入に要する費用、診察料、文書料、修理費用、送料等）は補助対象外です。
- ※ 補聴器購入後、速やかに「安曇野市高齢者補聴器購入補助金実績報告書兼交付請求書」（様式第4号）を提出してください。

交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。

安曇野市高齢者補聴器購入補助金実績報告書 兼 交付請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました安曇野市高齢者補聴器購入補助金について、安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり報告するとともに補助金の交付を請求します。

記

1 報告事項

購入年月日	年 月 日	
補聴器購入金額 (補助対象経費)	円 (税込)	
交付の確定を 受けたい補助金の額	円	
購入した補聴器	メーカー	
	名称又は型番	
購入した 補聴器専門店	名 称	
	住 所	

2 請求金額 円

3 振込口座

金 融 機関名		銀行・信組 信金・農協		支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座		フリガナ	
口座番号			口座名義	

※ 補聴器本体の購入価格が分かる領収書を添付してください



様式第5号（第7条関係）

安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した安曇野市高齢者補聴器購入補助金については、年 月 日付けで提出のあった安曇野市高齢者補聴器購入補助金実績報告書兼交付請求書に基づき、次のとおりその額を確定しましたので安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付確定額 円

様式第6号（第8条関係）

安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付（決定・確定）取消通知書

第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付け 第 号で交付（決定・確定）した安曇野市高齢者補聴器購入補助金の交付（決定・確定）を取り消しましたので、安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 取消しの理由

交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。